

利害関係の種類に応じた対応案

【A案】 応募を禁止しない(現行どおり)
 【B案】 委員等が役員の場合、応募禁止
 【C案】 委員等が役員の場合のほか、ある特定の利害関係が認められる場合、応募禁止

【応募欄】
 団体は応募できる
 × 団体は応募できない
 関係が深い場合、団体は応募できない

【審査欄】
 委員等は審議に加われる
 × 委員等は審議に加われない

利害関係の種類	現行		A		B - 1		B - 2		C - 1		C - 2	
	応募	審査	応募	審査	応募	審査	応募	審査	応募	審査	応募	審査
応募団体の 理事長等代表者		×		×	×	×	×	×	×	×	×	×
応募団体の 理事		×		×		×	×	×	×	×	×	×
応募団体の 監事		×		×		×	×	×	×	×	×	×
応募団体の 職員		×		×		×		×	×	×		×
応募団体との 委託等取引関係		×		×		×		×		×		×
応募団体の 代表者が親族		×		×		×		×		×		×

(参考)「役員」について
 特定非営利活動法人法
 第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。